

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 12 月 17 日

更新日：令和 6 年 4 月 4 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：ナガサキケン ツシマ シイズハラマチナカムラ 606-19 JA ツシマ エイノウブナイ  
(〒817-0013) 長崎県対馬市厳原町中村606-19 JA対馬宮農部内

名称（フリガナ）：タイシュウ シンコウキョウギカイ  
対州そば振興協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 縫田 和己

### 2 農林水産物等の区分

- ① 区分名：第1類 農産物類  
区分に属する農林水産物等：穀物類（そば）
- ② 区分名：第5類 農産加工品類  
区分に属する農林水産物等：粉類（そば粉）

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：タイシュウ  
対州そば

### 4 明細書の変更

対州そば振興協議会は、法 16 条第 1 項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### (1) 品種の確認

対州そばの品種（原種）の維持管理は対州そば振興協議会（以下、「協議会」とする）構成員である対馬市役所と長崎県対馬振興局が行うものとする。また、栽培用種子の生産・配付・更新に関しては協議会構成員である JA 対馬が、島内のそば栽培地域から隔離された特定地域で種子の生産を行って配付し、品種保持を行うものとする。

#### ① 種子配付台帳（参考様式 1）

JA 対馬は、種子を受け取る生産者名、生産地域、配付数量、配付年月日を記録する。

#### ② 種子更新

対州そば生産者は、種子更新の期間を 3～5 年とし、その期間内に栽培用種子の配付を受け、種子更新を行う。

## (2) 栽培の方法の確認

協議会は、生産者に、ほ場の所在、面積、作業履歴を記載した「作業日誌」(参考様式2)を作成・提出させる。協議会構成員である対馬市役所が、栽培地番・面積を確認するとともに、生産者より提出された作業日誌と種子配付台帳により生産者が生産地・品種・栽培の方法を遵守していることを確認する。

なお、栽培の方法等が遵守されていないことが疑われる場合には、協議会は、現地調査を実施する。

## (3) 最終製品の確認

「対州そば」の最終製品の確認は、協議会が指定する場所において行う。協議会構成員職員が最終製品を確認するとともに、(1)及び(2)の確認の記録を確認する。確認の結果は、「最終製品の確認及び地理的表示等の使用の確認」(参考様式3)に記録する。

## (4) 研修会の開催

協議会は、年1回以上、研修を行う場を設け、生産者及び協議会の構成員の職員に対し対州そばの生産の方法の遵守や地理的表示等の適正な表示方法について周知徹底を図るとともに、そばの栽培等に関する最新情報の提供等を行う。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種および栽培の方法について

協議会は、品種及び栽培の方法に則った生産が行われていない場合には、現地確認の上、当該生産者に対して改善指導の是正措置を行う。また、指導を受けてもなお改善されない場合については、協議会は、当該生産者に対し「対州そば」の種子の配付を一定期間禁止し、当該生産者が生産したそばについて、「対州そば」としての出荷を停止することができるものとする。

### (2) 出荷規格について

協議会は出荷規格を満たさないそばについては、「対州そば」及びGIマークを付した状態で出荷しない。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 協議会は、前記5(3)の確認(出荷)の際に、生産地・品種・栽培の方法・最終製品の各基準をいずれも満たしているそばについてのみ、地理的表示である「対州そば」及びGIマークが使用されていることを確認する。確認の結果は、「最終製品の確認及び地理的表示等の使用の確認」(参考様式3)に記録する。

(2) 協議会は、前記5(3)の確認(出荷)の際に、以下のそばがないことを確認する。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないそばであるにもかかわらず、地理的表示である「対州そば」及びGIマークが使用されているそば
- ② 地理的表示である「対州そば」のみが使用されているそば



電話番号： [REDACTED]

電子メールアドレス： [REDACTED]





